

急傾斜地崩壊対策施設調査要領

広島県土木局砂防課

1 適用

本要領は、急傾斜地崩壊対策事業の完了、または既存の急傾斜地崩壊対策施設（以下「施設」という。）の維持修繕等に伴う急傾斜地崩壊対策施設調査表等（以下「調査表等」という。）の作成又は更新作業に適用する。なお、不明な事項については、広島県土木局砂防課に協議するものとする。

2 作業の目的

調査表等は電子データで管理され、広島県砂防 GIS 管理システム（以下「システム」という。）に登録されることで、システムの急傾斜地崩壊対策施設管理機能により、各建設事務所（支所）等で施設の維持管理のために利活用される。

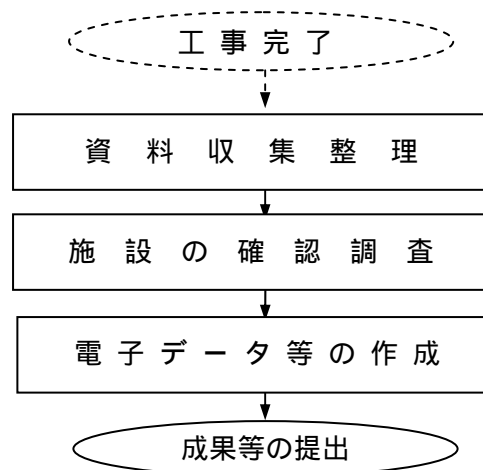
これらの調査表等による諸情報（施設位置や工種、県及び市町施設の区分など）は常に最新の情報に保たれる必要がある。そのため、急傾斜地崩壊対策事業における一定区間の施設の完成や既存施設の更新等があった場合は、工事等の資料を基に新たな調査表等を作成又は既存の調査表等を更新する必要がある。

なお、これらの調査表等は原因者等により「急傾斜地崩壊対策施設調査電子データ作成要領（広島県土木局砂防課）」（以下「データ作成要領」という。）に基づき電子データ化した上で砂防課へ提出され、砂防課がシステム登録する。

3 作業手順

本作業は、大きくは以下の3項目で構成される。

- (1) 資料収集整理
- (2) 施設の確認調査
- (3) データ作成要領に基づく電子データ等の作成



4 作業内容

(1) 資料収集整理

以下の資料を収集確認する。

《砂防課からの提供資料》

- ・ データ作成要領
- ・ 電子データ等作成の為の様式テンプレート

《その他資料》

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域指定台帳
- ・ 工事図面等

(2) 対策施設の確認調査

(1) による資料などを基に以下の項目について整理し、現地で写真撮影等を行う。

- ・ 施設位置
- ・ 施設緒元（工種・高さ・延長 等）
- ・ 対策状況（概成・中断・未対策）
- ・ その他、調査表等の様式に記載される必要な項目

現地調査により対策施設の確認をしたものについては、現地に確認済みのマーキングを行う。マーキングは、県施設、市町施設、その他施設、不明施設とする。なお、マーキングは、測量ピン（小さめのポイントベースを使用）とし、県施設（緑）、市町施設（黄）とする。位置は、施設に向かって左端の施設内とする。

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地（勾配 30 度以上、高さ 5 m 以上）に該当する部分で施設が無い場合は、未対策区間として把握する。

現地写真においては、急傾斜地の標識、銘板、対策施設毎の全景、対策状況（概成、中断、未対策）、マーキング位置が確認できるように撮影する。

(3) データ作成要領に基づく電子データ等の作成

上記(2)の調査結果を基に、データ作成要領に基づき電子データを作成する。

5 提出物

データ作成要領に基づくチェックシートでチェックした後、以下の提出物を砂防課へ1部提出する。その他必要に応じた部数を作成する。

- ・ 電子データ（CD-R）
- ・ 紙データ（A4縦ファイル）